

利用者負担第4段階（市民税・都民税課税世帯）の方に対する
食費・居住費の「特例減額措置」が適用される場合があります

「介護保険負担限度額認定申請」につきまして、認定要件に照合し、判定を行った結果、「認定非該当」で利用者負担第4段階になられた方でも、下記の要件をすべて満たす場合には、食費か居住費、またはその両方について利用者負担第3段階の負担限度額を適用します。

認定には申請が必要です。認定の対象となると思われる場合は、介護福祉課までお問い合わせの上、ご申請ください。

◆対象者（次のすべての要件を満たす方）

①世帯の構成員が2人以上である

※この申請における配偶者については、世帯分離をしている配偶者や内縁関係のものも含まれます。

②介護保険施設に入所（入院）し、利用者負担第4段階の食費・居住費の負担を行った場合、世帯の年間収入から、施設の利用者負担（施設サービス費・食費・居住費の年額合計）の見込額を除いた額が80万円以下

③介護保険料を滞納していない

④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下

⑤世帯がその居住の用に供する家屋そのた日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

◆申請（提出書類）

○介護保険負担限度額認定申請書

（利用者負担第4段階に対する区市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置）

○住民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書 兼 同意書

○利用者負担試算表

○収入や資産等を確認できる書類

・入所または入所する予定の施設の施設利用料、食費、居住費が記載されている契約書などの写し

・所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類

・預貯金通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人、最終残高など直近2カ月以内のもの）

○身元確認のできる書類（被保険者証の写し等）

○番号確認のできる書類（通知カードの写し等）

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。